

第14回北斗市農業委員会総会議事録

令和8年4月23日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和8年4月23日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 16名) (欠席 2名)	1 番	佐々木 勝 利	出 席	1 0 番	畠 中 学	出 席
	2 番	高 田 美 穂	出 席	1 1 番	加 藤 隆	出 席
	3 番	佐々木 敬 子	出 席	1 2 番	山 本 正 人	出 席
	4 番	落 合 修	出 席	1 3 番	齊 藤 哲 也	出 席
	5 番	白 石 奈津美	出 席	1 4 番	高 橋 陽 一	欠 席
	6 番	谷 口 美由紀	出 席	1 5 番	井 坂 あずみ	出 席
	7 番	岡 田 浩 幸	出 席	1 6 番	中 川 明	出 席
	8 番	岡 村 栄 士	欠 席	1 7 番	畠 山 恵 子	出 席
	9 番	安 田 秀 幸	出 席	1 8 番	澤 田 亨	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 日 景 尚 幸 主 任 東 條 新					

会長提出議案	報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について 報告第 2 号 農地所有適格法人の設立について 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による農地転用許可に係る転用事業計画変更承認申請について 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について 議案第 8 号 土地の現況証明調査委員の指名について
委員提出議案 等の標題	

第 1 4 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 8 年 4 月 2 3 日 午後 1 時 3 0 分

- | | | |
|---------|--|-----------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 農地法第 3 条の規定による届出について | (報告第 1 号) |
| 日程第 4 | 農地所有適格法人の設立について | (報告第 2 号) |
| 日程第 5 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第 1 号) |
| 日程第 6 | 農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認
について | (議案第 2 号) |
| 日程第 7 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について | (議案第 3 号) |
| 日程第 8 | 農地法第 5 条の規定による農地転用事業計画変更承認について | (議案第 4 号) |
| 日程第 9 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移
転）について | (議案第 5 号) |
| 日程第 1 0 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）
について | (議案第 6 号) |
| 日程第 1 1 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）
について | (議案第 7 号) |
| 日程第 1 2 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第 8 号) |

第 1 4 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 8 年 4 月 2 3 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	8 件
2	報告第 2 号	農地所有適格法人の設立について	会長	報告済	1 件
3	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	1 4 件
4	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	1 2 件
5	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	6 件
6	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による農地転用許可に係 る転用事業計画変更承認について	会長	決定	1 件
7	議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（所有権移転）について	会長	決定	4 件
8	議案第 6 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（賃貸借）について	会長	決定	5 4 件
9	議案第 7 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の 要請（使用貸借）について	会長	決定	6 件
1 0	議案第 8 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第14回北斗市農業委員会総会

(午後1時30分 開会)

(開会宣言) 澤田会長	全員揃いましたので、始めていきます。総会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。 数日、家を空けていたのでわからないのですが、昨日、一昨日と風が強かったと息子からは報告がきていました。 皆さんハウスなど大丈夫だったでしょうか。またこれからも春風が強い時期もありますので、物などが飛ばないように気を付けて農作業を行っていただければと思います。 本日の総会は、報告4件、議案8件の合計12件であります。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。
事務局長	本日の委員の動向をお知らせいたします。 8番 岡村 栄士 委員、14番 高橋 陽一 委員より欠席の届出がありました。 本日は、16名の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。
日程第1 議 長	日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号9番 安田 秀幸 委員、議席番号10番 畠中 学 委員の両名を指名いたします。
日程第2 議 長	日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日1日と決定いたしました。

日程第 3 議 長	日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を 議題といたします。 番号 1 から番号 8 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放 牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届 け出る事となっております。 番号 1 につきましては、文月地藏堂より南東側の農地でございま す。番号 2 につきましては、北斗市総合運動公園より北西側の農地 でございます。番号 3 及び番号 4 につきましては、茂辺地小中学校 より北西側の農地でございます。番号 5 につきましては、大野小学 校より東側の農地でございます。番号 6 につきましては、新函館北 斗駅より北東側及び清水川にあります老人ホームいなほより南側 並びに清水川工業団地にありますメイホク食品株式会社西側の農 地でございます。番号 7 につきましては、茂辺地パークゴルフ場よ り南東側の農地でございます。番号 8 につきましては、大工川にあ ります第四東光保育園より西側及び北西側の農地でございます。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程 に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし ます。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 4 議 長	日程第 4 報告第 2 号「農地所有適格法人の設立について」を議題と いたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 当該法人は、本年２月に農業法人を設立しております。 個人名 委員がこれまで個人で営農を行っていましたが、この度法人化を行ったものでございます。 耕作する農地につきましては、個人で貸借契約をしてきた農地でございまして、現在の賃貸借契約の合意解約を行い、法人として改めて契約を締結し耕作を行なうものでございます。 この後の議案第２号『農地法第１８条の規定による合意契約解約通知の成立状況の確認について』及び議案第６号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について』においてご審議いただく予定となっております。 経営につきましては、水稻を中心に野菜栽培を行っており、今後は農業経営のほか、農作業の受託・委託業務などや農業用機械、農業資材、肥料・種苗の販売やリース、農業の六次化に向けて、直売所の経営や飲食店の経営並びに宿泊施設の運営を行うことなどが法人の目的として登記が行われております。 法人化を行い、農業経営及びに農業に関連する事業を行う事で、更なる経営の安定化及び規模拡大を図ることとしており、この度、農地所有適格法人の届け出があったものでございます。 提出のありました法人設立届出書を確認しましたところ、農地所有適格法人としての要件は満たしております。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第５ 議 長	日程第５ 議案第１号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号１から番号１４までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、 畠山 恵子 委員より報告をお願いいたします。

	(畠山 恵子 委員：報告)
議 長	報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。
	(落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	調査内容に対しての意見ではないのですが、参考図面について、番号１４の図面の見出しが対象地に被っているような感じに見えるのですが、被っていないのか。
事務局長	ご説明いたします。 対象地が見出しに被ってしまっており、申し訳ございません。 以後、図面位置を調整して明確に表示するようにいたします。
落合 修 委員	以後、よろしくお願いします。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定といたします。
日程第 6 議 長	日程第 6 議案第 2 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 から番号 12 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の 6 カ月以内に行われていることが要件となっておりまして、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号 1 につきましては、函館江差自動車道。北斗中央インターチェンジより南西側の農地でございまして、借主の高齢化に伴う規模縮小のため、借主の都合により解約となっております。 この後の議案第 6 号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）』において、ご審議いただく予定となっております。

事務局長	番号2につきましては、三好会館より南西側の農地でございます。貸主が第三者へ貸借するため、貸主の都合により解約となっております。番号3につきましては、三好会館より北側の農地でございます。貸主が第三者へ貸借するため、貸主の都合により解約となっております。なお、番号2及び番号3の案件につきましては、この後の議案第3号『農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借）』において、ご審議いただく予定となっております。 番号4につきましては、大工川にあります第四東光保育園より南東側の農地でございます。番号5につきましては、函館江差自動車道・北斗中央インターチェンジより、南側の農地でございます。番号6につきましては、北海道新幹線中野変電所より、西側及び南西側の農地でございます。番号7につきましては、大工川にあります第四東光保育園より東側の農地でございます。番号8につきましては、函館江差自動車道・北斗中央インターチェンジより、北西側及び北東側の農地でございます。番号9及び番号10につきましては、函館江差自動車道・北斗中央インターチェンジより、東側の農地でございます。番号11につきましては、島川小学校より西側の農地及び上磯中学校より南東側の農地でございます。番号12につきましては、上磯小学校より東側の農地でございます。なお、番号4から番号12までの9件案件につきましては、借主の法人化に伴い、借主の都合により各所有者との契約を合意解除するものであります。 これらの案件につきましては、議案第6号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）』においてご審議をいただく予定となっております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第7 議 長	日程第7 議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1から番号5までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。

事務局長	ご説明いたします。 番号1につきましては、清水川会館より南東側の農地でございます、相続により取得した農地ですが、農業経営を行わないため、親族で経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号2につきましては、文月・拓友会館より西側の農地で、労働力不足のため、今年から新規就農を行う方が、醸造用ブドウ栽培を行うため、4年間の期間を設定し、賃貸借を行うものでございます。番号3につきましては、文月町内会館より南西側の農地で、労働力不足のため、今年から新規就農を行う方が、醸造用ブドウ栽培を行うため、2年間の期間を設定し、賃貸借を行うものでございます。番号4及び番号5につきましては、三好会館より南西側及び北側の農地でございます、労働力不足のため、昨年より桃の栽培で新規参入を行った法人が大豆栽培を目的として5年間の期間を設定し賃貸借を行うものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (佐々木 勝利 委員：挙手)
議 長	佐々木 勝利 委員
佐々木 勝利 委員	4番の [個人名] さんの件ですが、結構な面積になるのか。
事務局長	ご説明いたします。 [法人名] が借りる所については、[個人名] さんが約1ヘクタールで5番の [個人名] さんの三好会館付近が約3ヘクタール強位で約4ヘクタール強となります。
佐々木 勝利 委員	結構な面積になるね。
事務局長	以前にも説明しておりますが、[法人名] につきましては、果樹の栽培から就農しておりますので、まだ、実績が見えていない状況でありますので、まだ、農地法3条の貸借しか認めていない状況です。 従前は、[法人名] が貸借しているところを解約して、貸借をしている状況なので、今後も農地巡回等で確認していく必要があると考えております。巡回担当の各委員におかれましては、巡回時に注意していただければと思いますので、よろしくお願いします。 説明は、以上でございます。

佐々木 勝利 委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号６の案件につきましては、６番 谷口 美由紀 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (谷口 美由紀 委員：退席)
議 長	それでは、番号６を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号６につきましては、大野農業高等学校より南側の市街化農地でございます。労働力不足のため、また、市街化区域内にある農地のため、農地中間管理事業で契約を行う事ができない案件のため、継続して耕作するため、１０年間の期間を設定し賃貸借を行うものでございます。
事務局長	説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (谷口 美由紀 委員：復席)
日程第８ 議 長	日程第８ 議案第４号「農地法第５条の規定による農地転用許可に係る転用事業計画変更承認申請について」を議題といたします。 番号１を上程いたします。 事務局に朗読させます。

	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件につきましては、昨年１０月の総会で農地転用許可に係るご審議をいただいた、追分６丁目地内に造成される『北斗追分ＩＣ産業団地』についての案件でございます。 大野新道側の一区画について、造成が完了し渡島総合振興局より、一部完の了承がなされました。残りの部分の造成工事は、継続となることから、計画内容を完成部分の面積１２，１１９㎡を除いた１２２，８５６．８５㎡とする事業変更承認の提出がされました。なお、全体の工事期間の変更はありません。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第９ 議 長	日程第９ 議案第５号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について」を議題といたします。 次の番号１から番号２の案件につきましては、６番 谷口 美由紀 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (谷口 美由紀 委員：退席)
議 長	それでは、番号１から番号２までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１及び番号２につきましては、向野にあります観音山・観音堂より北東側の農地でございまして、労働力不足のため、従前から

事務局長	賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (谷口 美由紀 委員：復席)
日程第 1 0 議 長	日程第 1 0 議案第 6 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。 番号 1 から番号 1 1 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、函館江差道・北斗中央インターチェンジより南西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号 2 につきましては、茂辺地漁港より西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、3 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号 3 につきましては、白川第一会館より東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号 4 につきましては、湯ノ沢にあります、湯ノ沢水辺公園より南東側の農地でございます。引き続き 5 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号 5 につきましては、大工川にあります、サン・グリーン株式会社函館工場より北東側の農地でございます。引き続き 2 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号 6 につきましては、中野会館より南西側の農地でございます。引き続き 5 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうも

事務局長	のでございます。番号7につきましては、押上にあります、老人ホーム清華園より北側の農地でございまして、引き続き4年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号8につきましては、文月会館より北西側の農地でございまして、引き続き5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号9につきましては、北斗消防署北分署より北東側の農地でございまして、引き続き5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号10につきましては、茂辺地漁港より西側の農地でございまして、引き続き10年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号11につきましては、茂辺地小中学校より北東側の農地でございまして、引き続き5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号12から番号17までの案件につきましては、 7番 岡田 浩幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (岡田 浩幸 委員：退席)
議 長	それでは、番号12から番号17までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号12につきましては、新函館北斗駅より北西側の農地でございまして、引き続き5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号13につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございまして、引き続き3年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号14につきましては、新函館北斗駅より南西側の農地でございまして、引き続き3年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号15につきましては、白川

事務局長	第一会館より北東側の農地でございまして、引き続き 5 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号 16 につきましては、白川第一会館より北西側の農地でございまして、引き続き 5 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号 17 につきましては、白川コミュニティセンターより北側の農地でございまして、引き続き 5 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (岡田 浩幸：復席)
議 長	次の番号 18 の案件につきましては、9 番 安田 秀幸 委員が北斗市農業委員会会議規則第 25 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (安田 秀幸 委員：退席)
議 長	それでは、番号 18 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 18 につきましては、市渡にあります、圓通寺より東側の農地でございまして、引き続き 2 年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (安田 秀幸 委員：復席)

議 長	それでは、番号１９から番号２７までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１９につきましては、上磯小学校より東側の農地でございます して、１０年間の期間を定めて賃貸借を行うものでございます。番 号２０につきましては、大工川にあります、第四東光保育園より、 南東側の農地でございます、２年間の期間を定めて賃貸借を行う ものでございます。番号２１につきましては、函館江差自動車道・ 北斗中央インターチェンジより、南側の農地でございます、１０ 年間の期間を定めて賃貸借を行うものでございます。番号２２につ きましては、北海道新幹線中野変電所より西側及び南西側の農地で ございまして、１０年間の期間を定めて賃貸借を行うものでござい ます。番号２３につきましては、大工川にあります、第四東光保育 園より、東側の農地でございます、１０年間の期間を定めて賃貸 借を行うものでございます。番号２４につきましては、函館江差自 動車道・北斗中央インターチェンジより、北西側の農地ございま して、１０年間の期間を定めて賃貸借を行うものでございます。 番号２５につきましては、函館江差自動車道・北斗中央インターチ ェンジより、北東側の農地でございます、１０年間の期間を定め て賃貸借を行うものでございます。番号２６につきましては、函館 江差自動車道・北斗中央インターチェンジより、東側の農地ござい まして、１０年間の期間を定めて賃貸借を行うものでございま す。番号２７につきましては、島川小学校より西側及び上磯中学校 より南東側の農地でございます、１０年間の期間を定めて賃貸借 を行うものでございます。番号１９から番号２７までの案件につ きましては、報告第２号『農地所有適格法人の設立について』にてご 報告いたしました、高橋 陽一委員の法人化に伴い、従前から個人 で賃貸借契約を締結していたものを改めて法人と賃貸借契約を締 結するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いた します。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第 1 1 議 長	日程第 1 1 議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について」を議題といたします。
議 長	番号 1 から番号 3 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	（事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、茂辺地漁港より西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、3 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 2 につきましては、稲里会館より北東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 3 につきましては、中山にあります北海道電力株式会社中山変電所より南側の農地でございます。引き続き 10 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 2 議 長	日程第 1 2 議案第 8 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。
	（事務局：朗読）
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。
事務局長	議席番号 5 番 白石 奈津美 委員、議席番号 7 番 岡田 浩幸 委員、議席番号 11 番 加藤 隆 委員の以上 3 名を指名することに御異議ありませんか。
	（「異議なし」の声あり）

議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第１４回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦勞様でございました。 (午後３時００分　閉会) <u>会　　長　　澤　田　　亨</u> <u>署名委員　　安　田　秀　幸</u> <u>署名委員　　畠　中　　学</u>